

定 款

平成25年4月1日

一般社団法人 鉄骨建設業協会

東京都千代田区岩本町1丁目3番3号
プロスパービル2階 電話 03(5829)6124

設 立 趣 意 書

昭和時代も半世紀を過ぎ、戦後も 30 年余を経ました今日、首都東京をはじめ全国の諸都市や工業地帯に立ちます時、あの荒廃した街が、あの原野が、素晴らしい都市に発展したものと感激せずにはられません。これらの建設の進展は全く建設行政の成果と深く感ずるものであります。

戦後の復興を経て日本は大いなる高度成長をとげ、産業界はじめあらゆる面で、経済的にも、技術的にも世界的地歩を築きました。

この間、都市ビル、産業設備の建築物は美的にも、技術的にも用材の点よりしても非常に高度な変革を見ました。この成果に関しては、あらゆる産業の中でも、我々建設業に携るものの研鑽努力による貢献が大きかったと自負するものであります。これらの主体となります鉄骨は鉚構造から溶接構造、高力ボルト接合へと進展し、高張力鋼等新しい構造材の開発と相俟って益々高度の施工技術を要求され、その結果が超高層ビル、大型建築物の実現に結びついたと考えられます。

又、この間建設されました諸官公庁の大形、高層ビルから民間大形、高層ビル、エネルギー産業はじめあらゆる産業生産設備の建築物の鉄骨に関しては、その殆んどが新協会設立を強く希求する鉄骨建設業各社の製作施工したものであると云っても過言ではありません。

一方、鉄骨の技術的問題に関しては、建設省はじめ諸官公庁、建築設計事務所ならびに総合建設業者に対し、長年蓄積された技術と新しく開発した技術の多くの資料を御提供し、御協力致しているものであります。

我が国の建設の特殊性は、地震多発の自然条件の下に置かれていることであります。新潟地震をはじめ近年起きた大地震などにおける建築物の被害が問題となり、今後警告されている東海地方地震に対し、安全性確保の対策の必要性が痛感されるに至りました。

時あたかも、建築基準法施工令の改正が発令され、新耐震設計法が施工され、我が国の建築物の安全性は更に新しい角度から検討される段階に入りました。これにより耐震構造の躯体は最重要視され、この主体となる鉄骨の需要は大きくなり、鉄骨建設業界への社会的要求と責務はますます増大するものと思われま

しかし乍ら、鉄骨建設業界の現状は、その施工技術力と品質が適正に評価されず、豊かな設備と技術力を有するものと、何れも乏しいものが常に競争を強いられ、その契約は誠に過酷なる経済条件で、片務性が強く、建築業界の基幹であり乍ら、下請作業の域を脱せず、貢献度の割に社会的地位も低く、経済基盤は常に不安定な状態におかれています。この状態から脱却する為、建設業法の鋼構造物工事業の団体として建設省当局の御指導の下に業界自身が強力かつ自主的指導性を発揮し、今後更に高度化されて行く社会的要求に対処し得る業界の中心的な機関として緊密な連帯の下に、技術的・社会的地位の向上により社会福祉の増進に貢献する事を目的として、主要なる鉄骨建設業者が相集い“社団法人鉄骨建設業協会”を結成しようとするものであります。

(昭和 56 年 10 月)

沿 革

昭和56年11月28日	社団法人鉄骨建設業協会の設立許可
平成20年12月 1日	公益法人関係新法の規定に基づき特例民法法人
平成25年 3月21日	一般社団法人鉄骨建設業協会の認可
平成25年 4月 1日	一般社団法人鉄骨建設業協会の設立登記
平成25年 4月 1日	社団法人鉄骨建設業協会の解散登記

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人鉄骨建設業協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、鉄骨建設業を経済的、社会的及び技術的に向上させ、その健全なる発展を図り、国民生活の向上と社会基盤の充実に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄骨建設業の経営改善のための調査研究
- (2) 鉄骨建設に関する技術の調査研究及び指導
- (3) 鉄骨建設に関する安全衛生対策及び環境対策の推進、調査研究
- (4) 鉄骨建設に関する出版物等の刊行、頒布
- (5) 鉄骨建設業に関する啓発宣伝
- (6) 講演会、講習会、見学会等の開催
- (7) 鉄骨製作管理技術者及び建築鉄骨検査技術者の資格試験に関する事務
- (8) 国内外の建設関連業界と技術交流、情報交換、協力連携等の推進
- (9) 官公庁その他関係機関に対する要望、意見具申
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の種別及び資格)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 鋼構造物工事として鉄骨建設業を営むもので、本会の目的に賛同し入会した法人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助する目的で入会した法人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の決議を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が申込者に通知するものとする。
- 3 会員は、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員である法人が解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会の決議を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、いつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。
ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の必要を認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権 5 分の 1 以上を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 3 項の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

- 2 総会に出席できない正会員は、代理人によって議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該代理人によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員等

(役員を設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上12名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長のほか、副会長のうち1名をもって、法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の指定代表者から選任する。

ただし、必要があるときは、理事のうち2名以内、監事のうち1名は、正会員の指定代表者以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。また、代表理事である副会長は、本会を代表し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の場合においては、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の一部免除)

第29条 本会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(相談役及び顧問の設置)

第30条 本会に、任意の機関として相談役及び顧問それぞれ2名以内を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、本会発展のために永年に亘り特に功績のあった者又は有識者の中から、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、本会の運営に関して意見を述べることができる。
- 4 相談役及び顧問の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 相談役及び顧問の報酬等は、第28条の規定を準用する。この場合において、規定中「役員」とあるのは「相談役及び顧問」と読み替えるものとする。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事並びに会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、年に 3 回以上開催する。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 法人法第 101 条第 2 項の規定に基づき監事から招集の請求があったとき又は同条第 3 項の規定に基づき監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監事が当該提案について異議を述べなかつたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、主たる事務所に備え置く。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第39条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、次期定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 貸借対照表は、定時総会の終結後遅滞なく公告するものとする。

(剰余金の処分制度)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金)

第 45 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経なければならぬ。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 47 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第 48 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 49 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 50 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 12 章 補 則

(委任)

第 52 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事（会長）は川田忠裕、代表理事（副会長）は北山恭尚、業務執行理事（専務理事）は八重澤幸雄とする。